

商品概要説明書

ジャックス住宅借換ローン

2020年4月1日現在

商品名	ジャックス住宅借換ローン
ご利用いただける方	以下の全ての条件に適合する者とする。 (1) 借入申込時の年齢が満20歳以上、65歳以下（完済年齢満75歳以下）の方。 (2) 安定・継続した収入の見込める方。 (3) 所得合算を行う場合は、同居親族の税込年収の50%を上限とする。 (4) 公的及び民間住宅ローン利用者で返済実績が5年以上あり、（ステップ償還の利用者は7年、また、2度目の借換の場合は前回、前々回合わせて7年以上）、かつ直近1年間に返済遅延がない方。 (5) 原則、団体信用生命共済に加入できる方。 (6) 当JAの営業エリア内に居住または勤務している方。 (7) 過去に不渡り、延滞等の事故がなく(株)ジャックスの保証が受けられる方。
資金使途	(1) 旧住宅金融公庫、公的住宅ローンおよび民間金融機関住宅ローンの借換資金（自金融機関、他金融機関問わず） (2) 旧住宅金融公庫、公的住宅ローンの特別加算額の借換資金 (3) (1)・(2) と同時に行う新規のリフォーム工事資金全般 但し、上記(1)(2) いずれにおいても、金利の軽減が見込めること。 *無担保住宅ローンは対象外とする。
融資金額	50万円以上2,000万円以内（10万円単位） （但し、営農者を除く自営業者は1,000万円以内とする） 借換対象ローンの一括償還金額を上限とする。
融資期間	6ヶ月以上20年以内（1ヶ月単位）
融資方法	借換対象ローンの顧客返済口座または借入先への振込とする 但し、資金使途にリフォーム資金を含む場合は、工事完了後、借換資金は顧客口座または借入先への振込とし、リフォーム資金は顧客口座経由で販売業者への振込とする。
融資形式	証書貸付
融資利率	次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住

	<p>宅ローンプライムレート) が年 0.5%以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利 (住宅ローンプライムレート) により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利 (住宅ローンプライムレート) により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>(1) 毎月元利均等返済</p> <p>(2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用</p> <p>(但し、ボーナス返済元本は融資金額の 50%以内)</p>
保証料率	貸出金利に含みます。
担保	不要
団体信用生命共済	団体信用生命共済の加入を条件とする。
連帯保証人	<p>原則として不要</p> <p>但し、以下の場合は必要とする。</p> <p>① 借換対象ローンの連帯債務者または連帯保証人</p> <p>但し、借換対象ローンに連帯債務者または連帯保証人がいる場合、他資金使途との合算申し込みは不可とする</p> <p>② (株)ジャックスが必要と認めた場合</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料 (消費税等含む。) が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合 実行日より 3 年以内 3,300 円</p> <p>3 年超 5 年以内 2,200 円</p> <p>5 年超 7 年以内 1,100 円</p> <p>固定変動選択型で固定金利選択期間中の内実行日より 7 年以内 22,000 円</p> <p>②一部繰上返済 (窓口) の場合 固定変動選択型で固定金利選択期間中 11,000 円</p> <p>上記以外 3,300 円</p> <p>③一部繰上返済 (ネットバンク) の場合 無料</p> <p>○貸付取扱手数料 (融資の都度・消費税含む) が必要です。</p> <p>融資金額 500 万円以下 11,000 円</p> <p>500 万円超 1,000 万円以下 22,000 円</p> <p>1,000 万円超 33,000 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 3,300 円の条件変更手数料 (消費税等含む。) が必要です。</p> <p>○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500 円の取扱手数料 (消費税等含む。) が必要です。</p>

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店信用部（電話：0237-55-0910）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>またJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよびご利用の保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済の試算については、当JAの融資窓口までお問合せください。</p>

JAみちのく村山